

2 大気関係

(1) ばい煙発生施設設置状況

(H31.3.31現在)

大気汚染防止法 (ばい煙)					埼玉県生活環境保全条例 (指定ばい煙)				
項番号	施設の種類の	県	市	計	項番号	施設の種類の	県	市	計
1	ボイラー(小型ボイラーを除く)	1,173	913	2,086	1	焙焼炉及び焼結炉	29	2	31
	小型ボイラー	1,670	595	2,265					
2	ガス発生炉及び加熱炉	0	1	1	2	金属溶解炉 (精錬又は鑄造用)	23	4	27
3	焙焼炉及び焼結炉等	1	0	1					
5	金属溶解炉	127	54	181	3	焼成炉 (釉薬瓦製造用)	0	0	0
6	金属加熱炉	138	18	156					
7	石油加熱炉	4	0	4	4	溶解炉 (銅、鉛、亜鉛の精錬用)	0	0	0
9	セメント焼成炉	7	0	7					
9	窯業用熔融炉	7	0	7	5	溶解炉 (鉛の第二次精錬用等)	1	0	1
	その他の焼成炉	17	1	18					
10	反応炉及び直火炉	37	1	38	6	溶解炉 (アルミニウムの二次精錬用)	15	8	23
11	骨材乾燥炉	40	16	56					
11	その他の乾燥炉	89	11	100	7	廃棄物焼却炉	36	13	49
	製鋼用等の電気炉	3	1	4					
12	製鋼用等の電気炉	3	1	4	焼却能力 100kg/時以上	142	60	202	
13	廃棄物焼却炉	139	72	211					
14	銅・亜鉛等精錬用溶解炉	2	3	5	焼却能力 100kg/時未満 30kg/時以上	695	319	1,014	
19	塩化水素反応施設	6	0	6					
21	複合肥料等溶解炉	1	0	1	焼却能力 30kg/時未満	941	406	1,347	
24	鉛精錬用溶解炉	7	0	7					
25	鉛蓄電池製造用溶解炉	16	0	16	施設数計		941	406	1,347
29	ガスタービン(常用)	5	4	9	(届出事業所数)		879	371	1,250
	ガスタービン(非常用)	153	272	425	規制対象施設数合計 8,496 (規制対象事業所数 3,928)				
30	ディーゼル機関(常用)	77	31	108					
	ディーゼル機関(非常用)	653	632	1,285					
31	ガス機関(常用)	85	56	141					
	ガス機関(非常用)	7	4	11					
施設数計		4,464	2,685	7,149	施設数計		941	406	1,347
(届出事業所数)		1,770	1,148	2,918	(届出事業所数)		879	371	1,250

(2) 粉じん発生施設設置状況

(H31.3.31現在)

大気汚染防止法 (一般粉じん)					埼玉県生活環境保全条例 (指定粉じん)				
項番号	施設の種類の	県	市	計	項番号	施設の種類の	県	市	計
1	コークス炉	0	0	0	1	堆積場	101	43	144
2	堆積場	205	106	311	2	ベルトコンベア、 バケットコンベア	1,318	426	1,744
					3	破碎機、摩砕機 (鉱物、岩石、セメント)	83	28	111
3	ベルトコンベア、 バケットコンベア	691	234	925	4	破碎機(コンクリート)	42	25	67
					5	分級機	28	0	28
4	破碎機、摩砕機	150	27	177	6	ふるい	80	42	122
					7	クリンクーラー	5	2	7
5	ふるい	114	12	126	8	ホッパー、 バッチャープラント	229	88	317
					施設数計		1,160	379	1,539
(届出事業所数)		194	87	281	(届出事業所数)		248	123	371
規制対象施設数合計 4,079 (規制対象事業所数 564)									
※ 特定粉じん発生施設はありません。									

(3) 指定炭化水素類発生施設設置状況 (H31.3.31現在)

埼玉県生活環境保全条例				
項番号	施設の種類	県	市	計
1	貯蔵用屋外タンク	3	0	3
2	給油用地下タンク	1,402	605	2,007
3	出荷用ローディングアーム	2	0	2
4	ドライクリーニング用乾燥機	159	83	242
5	製造設備	1,517	696	2,213
6	使用施設 ※	92	22	114
施設合計		3,175	1,406	4,581
(届出事業所数)		725	308	1,033

※ 使用施設は事業所数を記載しています。

(4) 揮発性有機化合物排出施設設置状況 (H31.3.31現在)

大気汚染防止法				
項番号	施設の種類	県	市	計
1	揮発性有機化合物を溶剤として使用する化学製品の製造の用に供する乾燥施設	1	0	1
2	吹付塗装施設	19	1	20
3	塗装の用に供する乾燥施設	36	0	36
4	印刷回路用銅張積層板、粘着テープ若しくは粘着シート、はく離紙又は包装材料の製造に係る接着の用に供する乾燥施設	78	10	88
5	接着の用に供する乾燥施設	30	6	36
6	オフセット輪転印刷の用に供する乾燥施設	28	4	32
7	グラビア印刷の用に供する乾燥施設	61	8	69
8	工業の用に供する揮発性有機化合物による洗浄施設	2	0	2
9	ガソリン、原油、ナフサその他の揮発性有機化合物の貯蔵タンク	0	0	0
施設合計		255	29	284
(届出事業所数計)		75	12	87

(5) 有害大気汚染物質規制対象事業所数

(H31.3.31現在)

埼玉県生活環境保全条例									
項番号	規制対象物質	県	市	計	項番号	規制対象物質	県	市	計
1	アクリロニトリル	3	5	8	10	トリクロロエチレン	27	12	39
2	エチレンオキシド	6	1	7	11	ニッケル化合物	51	14	65
3	六価クロム化合物	20	12	32	12	砒素及びその化合物	2	0	2
4	クロロエチレン	7	0	7	13	1,3-ブタジエン	0	0	0
5	クロロホルム	11	4	15	14	ベリリウム及びその化合物	0	0	0
6	1,2-ジクロロエタン	2	1	3	15	ベンゼン	16	3	19
7	ジクロロメタン	50	19	69	16	ホルムアルデヒド	36	11	47
8	水銀及びその化合物	0	0	0	17	マンガン及びその化合物	44	12	56
9	テトラクロロエチレン	12	7	19	合計		287	101	388

(6) 埼玉県生活環境保全条例により県が定める粒子状物質排出基準

粒子状物質対策 自動車の種別 (車両総重量)	粒子状物質の量の許容限度		測定方法
	平成15年10月1日から	平成18年4月1日から	
1,700キログラム以下	0.08g/km	0.052g/km	10・15モード
1,700キログラム超 2,500キログラム以下	0.09g/km	0.06g/km	10・15モード
2,500キログラム超	0.25g/kWh	0.18g/kWh	ディーゼル自動車用 13モード

(7) 県内の次世代自動車普及状況の推移

車種	平成26年3月末	平成27年3月末	平成28年3月末	平成29年3月末	平成30年3月末
電気自動車	1,694	2,501	2,939	3,467	4,302
プラグインハイブリッド自動車	1,440	2,311	3,044	3,705	5,437
天然ガス自動車	30	19	14	8	3
メタノール自動車	1	1	1	1	1
ハイブリッド自動車	200,423	244,574	289,454	339,713	387,539
燃料電池自動車	4	7	44	128	164
合計	203,592	249,413	295,496	347,022	397,446

(貨物・特種・軽自動車・自動二輪を除く／(一財)自動車検査登録情報協会統計)

(8) 大気の汚染に係る環境基準及びその評価方法

ア 環境基準

物質	環境上の条件	告示年月日
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	昭和48年5月16日
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	昭和53年7月11日
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	昭和48年5月8日
光化学オキシダント ^{※1} (Ox)	1時間値が0.06ppm以下であること。	昭和48年5月8日
浮遊粒子状物質 ^{※2} (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	昭和48年5月8日
微小粒子状物質 ^{※3} (PM _{2.5})	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。	平成21年9月9日

※1 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。

※2 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。

※3 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

イ 環境基準の評価方法（要約）

物質	評価方法	
二酸化硫黄 一酸化炭素 浮遊粒子状物質	長期的評価 (1日平均値の2%除外値)	1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値を環境基準と比較して評価を行う。ただし、環境基準を超える日が2日以上連続した場合には、非達成と評価する。なお、1日平均値の評価に当たっては、1時間値の欠測（異常値を含む）が1日（24時間）のうち4時間を超える場合には評価の対象としない。（以下同じ）
二酸化窒素	長期的評価 (98%値評価)	1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて98%目（1未満の端数は切り上げ。以下同じ）に当たる値を環境基準と比較して評価を行う。
微小粒子状物質	長期的評価	長期基準（1年平均値）に関する評価は、測定結果の1年平均値を長期基準と比較する。短期基準（1日平均値）に関する評価は、1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて98%目に当たる値を短期基準と比較する。長期基準と短期基準の両方を満足した局について、環境基準が達成されたと評価する。
二酸化硫黄 一酸化炭素 光化学オキシダント 浮遊粒子状物質	短期的評価	連続して又は随時に行った測定結果により、測定を行った日又は時間について環境基準と比較して評価を行う。

（注）この環境白書では、二酸化硫黄、一酸化炭素及び浮遊粒子状物質については長期的評価で記述している。

(9) 環境基準達成状況（平成30年度）

物質	測定局区分	有効局数*	達成局数	非達成局数	達成率 (%)
二酸化硫黄	一般環境大気測定局	28	28	0	100
	自動車排出ガス測定局	3	3	0	100
二酸化窒素	一般環境大気測定局	54	54	0	100
	自動車排出ガス測定局	25	25	0	100
一酸化炭素	一般環境大気測定局	6	6	0	100
	自動車排出ガス測定局	8	8	0	100
光化学オキシダント	一般環境大気測定局	56	0	56	0
浮遊粒子状物質	一般環境大気測定局	56	56	0	100
	自動車排出ガス測定局	25	25	0	100
微粒子状物質	一般環境大気測定局	48	48	0	100
	自動車排出ガス測定局	17	17	0	100

* 有効局とは、二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質については、年間の測定時間が6000時間以上の測定局のことをいう。
光化学オキシダントについては、昼間（5時から20時まで）の測定時間が1時間以上の測定局をいう。微小粒子状物質については有効測定日数が250日以上の測定局をいう。

(10) 大気汚染常時監視局・測定結果一覧(平成30年度)

ア 一般環境大気測定局

測定局	測定場所	二酸化硫黄		二酸化窒素		一酸化炭素		光化学オキシダント		浮遊粒子状物質		微小粒子状物質		設置主体	
		2日平均除外値の達成状況	環境基準の達成状況	年間平均値の達成状況	環境基準の達成状況	2日平均除外値の達成状況	環境基準の達成状況	昼間の1時間最高値の達成状況	環境基準の達成状況	2日平均除外値の達成状況	環境基準の達成状況	年平均値	年間平均値の達成状況		
		(ppm)	※	(ppm)	※	(ppm)	※	(ppm)	※	(mg/m ³)	※	(μg/m ³)	(μg/m ³)	※	
さいたま市役所	市役所	0.007	○	0.034	○	0.5	○	0.144	×	0.040	○	11.5	28.8	○	政
さいたま市根岸	根岸東児童公園							0.143	×	0.047	○				政
さいたま市大宮	大宮小学校	0.002	○	0.034	○			0.137	×	0.036	○	11.0	25.5	○	政
さいたま市宮原	宮原中学校			0.032	○			0.134	×	0.046	○	12.2	28.6	○	政
さいたま市春里	春里中学校							0.147	×	0.037	○				政
さいたま市指扇	指扇小学校	0.003	○	0.031	○			0.132	×	0.038	○				政
さいたま市片柳	片柳中学校			0.032	○			0.157	×	0.039	○	12.0	29.2	○	政
さいたま市岩槻	市所有地			0.031	○			0.142	×	0.046	○				政
さいたま市城南	城南中学校	0.002	○	0.034	○			0.148	×	0.043	○	12.1	28.5	○	政
川越市川越	市所有地	0.002	○	0.033	○			0.137	×	0.033	○	12.3	29.1	○	政
川越市高階	歌声の杜公園			0.031	○			0.135	×	0.033	○	9.5	24.5	○	政

測定局	測定場所	二酸化硫黄		二酸化窒素		一酸化炭素		光化学オキシダント		浮遊粒子状物質		微小粒子状物質			設置主体
		2日平均値の除外値	環境基準の達成状況	年間98%値の平均値	環境基準の達成状況	2日平均値の除外値	環境基準の達成状況	昼間の1時間最高値	環境基準の達成状況	2日平均値の除外値	環境基準の達成状況	年平均値	年間98%値の平均値	環境基準の達成状況	
		(ppm)	※	(ppm)	※	(ppm)	※	(ppm)	※	(mg/m ³)	※	(μg/m ³)	(μg/m ³)	※	
川越市霞ヶ関	伊勢原第5緑地			0.031	○			0.131	×	0.045	○	9.2	24.5	○	政
熊谷	市役所	0.002	○	0.023	○	0.4	○	0.121	×	0.039	○	11.7	27.4	○	県
熊谷妻沼東	妻沼中央公民館			0.025	○			0.123	×	0.041	○	13.9	30.8	○	県
川口市横曽根	西中学校			0.034	○					0.037	○				政
川口市南平	領家第一公園	0.003	○	0.041	○			0.148	×	0.042	○	13.7	33.9	○	政
川口市新郷	新郷浄水場			0.035	○			0.153	×	0.042	○				政
川口市芝	樋ノ爪児童公園			0.036	○			0.154	×	0.037	○	12.2	32.5	○	政
行田	保健センター			0.022	○			0.136	×	0.038	○	12.8	27.6	○	県
秩父	農林振興センター	0.004	○	0.017	○			0.115	×	0.038	○	10.7	28.8	○	県
所沢市東所沢	市所有地	0.002	○	0.034	○			0.135	×	0.043	○	11.6	27.4	○	政
所沢市北野	市所有地	0.002	○	0.029	○			0.126	×	0.040	○	11.2	26.2	○	政
所沢市中富	市民武道館							0.131	×						政
飯能	県土整備事務所			0.017	○			0.133	×	0.040	○	13.2	30.0	○	県
加須	水産研究所			0.029	○			0.130	×	0.043	○	14.6	32.2	○	県
環境科学国際C	環境科学国際センター	0.001	○	0.025	○			0.123	×	0.052	○	12.6	30.4	○	県
本庄	本庄東中学校	0.002	○	0.020	○			0.121	×	0.040	○	10.9	25.8	○	県
本庄児玉	児玉児童公園			0.013	○			0.114	×	0.039	○	11.5	26.4	○	県
東松山	五領町近隣公園			0.026	○			0.130	×	0.039	○	12.5	28.7	○	県
春日部	谷原第1公園	0.003	○	0.030	○			0.157	×	0.046	○	14.3	33.2	○	県
狭山	堀兼公民館			0.027	○			0.136	×	0.038	○	13.0	29.1	○	県
羽生	中央公園	0.002	○	0.023	○			0.117	×	0.037	○	13.9	31.2	○	県
鴻巣	市役所	0.002	○	0.024	○			0.141	×	0.041	○	12.1	26.8	○	県
深谷	桜ヶ丘小学校			0.016	○			0.118	×	0.035	○	11.8	27.7	○	県
上尾	浅間台大公園	0.002	○	0.023	○			0.141	×	0.040	○	13.2	29.2	○	県
草加市西町	草加保健所	0.003	○	0.040	○	0.6	○	0.147	×	0.047	○				市
越谷市東越谷	東越谷第二公園	0.004	○	0.036	○			0.155	×	0.031	○	12.2	29.5	○	政
越谷市千間台西	千間台第四公園			0.034	○	0.6	○	0.149	×	0.039	○	12.8	28.5	○	政
戸田	戸田翔陽高等学校	0.002	○	0.038	○			0.152	×	0.040	○	11.5	27.3	○	県
戸田市中町	市所有地	0.002	○	0.038	○	0.4	○	0.167	×	0.044	○				市
入間	富士見公園	0.001	○	0.027	○			0.125	×	0.041	○	10.4	24.2	○	県
和光	第四小学校			0.039	○			0.126	×	0.043	○	13.2	29.9	○	県
新座	水道管理センター	0.002	○	0.036	○			0.127	×	0.039	○	13.0	29.6	○	県
久喜	久喜南中学校			0.030	○			0.132	×	0.037	○	12.6	28.7	○	県
八潮	市水道部	0.003	○	0.040	○			0.132	×	0.039	○	12.2	29.3	○	県
富士見	市役所			0.029	○			0.138	×	0.038	○	12.9	29.7	○	県
三郷	早稲田小学校	0.002	○	0.039	○			0.130	×	0.041	○	14.3	30.4	○	県
蓮田	市所有地			0.030	○			0.153	×	0.041	○	14.1	31.1	○	県
坂戸	芦山公園	(0.001)		0.022	○			0.139	×	0.040	○	12.7	29.0	○	県
幸手	市所有地	0.002	○	0.026	○			0.134	×	0.044	○	13.0	30.9	○	県
日高	高麗川南公民館	0.004	○	0.019	○			0.129	×	0.041	○	11.0	25.6	○	県
毛呂山	きつつき公園			0.016	○			0.132	×	0.040	○	12.0	27.6	○	県
小川	小川高等学校			0.016	○			0.136	×	0.039	○	11.3	25.3	○	県
皆野	町役場			0.014	○			0.129	×	0.035	○	12.6	29.0	○	県
東秩父	堂平山	0.002	○	0.008	○	0.4	○	0.120	×	0.035	○	8.0	25.8	○	県
寄居	寄居小学校	0.002	○	0.011	○			0.122	×	0.041	○	11.2	28.0	○	県
宮代	日本工業大学			0.028	○			0.141	×	0.040	○	14.1	31.7	○	県

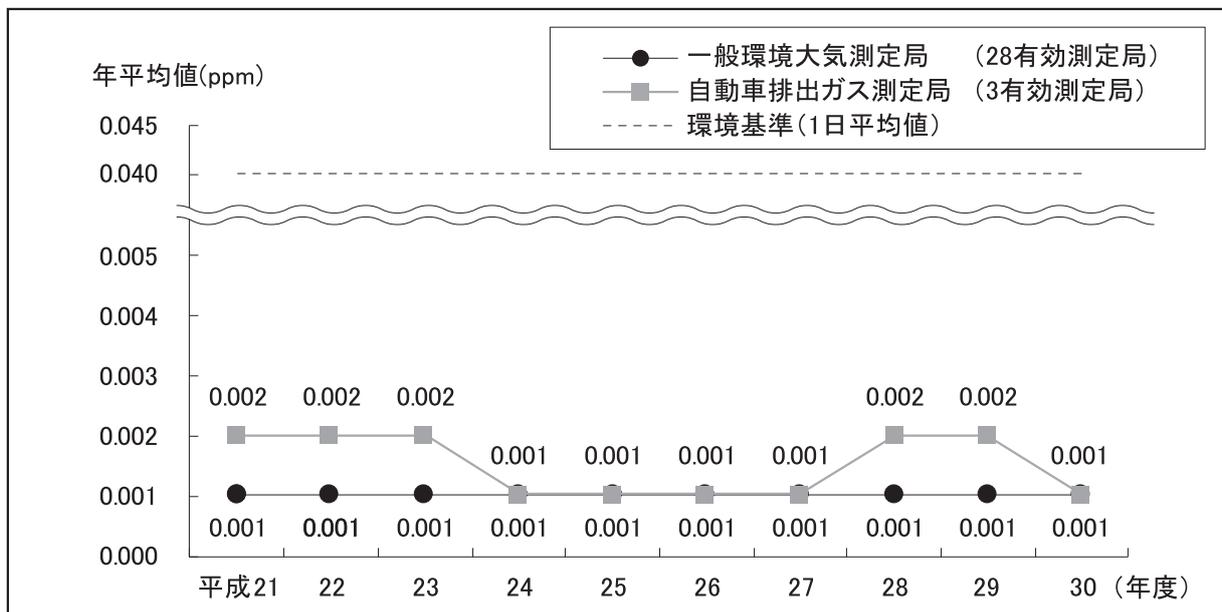
(注) ()内は有効局ではないため、参考扱い
 ※ ○は環境基準達成、×は環境基準非達成

イ 自動車排出ガス測定局

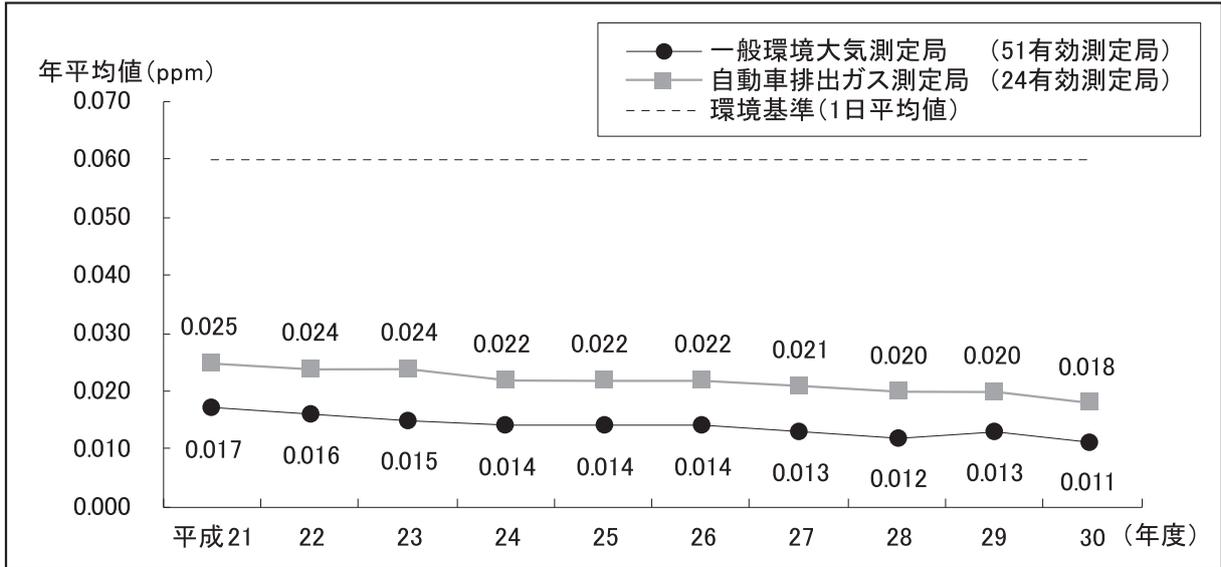
測定局	測定場所	二酸化硫黄		二酸化窒素		一酸化炭素		光化学オキシダント		浮遊粒子状物質		微小粒子状物質			設置主体
		2日平均値の除外値	達成状況の環境基準の	年間98%値の	達成状況の環境基準の	2日平均値の除外値	達成状況の環境基準の	昼間の1時間の最高値	達成状況の環境基準の	2日平均値の除外値	達成状況の環境基準の	年平均値	年間98%値の	達成状況の環境基準の	
		(ppm)	※1	(ppm)	※1	(ppm)	※1	(ppm)	※1	(mg/m ³)	※1	(μg/m ³)	(μg/m ³)	※1	
さいたま市曲本自排	国道17号新大宮バイパス			0.043	○					0.042	○				政
さいたま市辻自排	東京外環自動車道			0.042	○					0.045	○				政
さいたま市三橋自排	国道17号新大宮バイパス			0.041	○	0.6	○			0.036	○	14.3	33.8	○	政
さいたま市大和田自排	県道さいたま菖蒲線			0.034	○					0.037	○				政
さいたま市西原自排	東北縦貫自動車道			0.040	○					0.045	○				政
川越市仙波	国道16号			0.038	○	0.5	○			0.036	○	9.0	22.3	○	政
熊谷肥塚自排	国道17号熊谷バイパス			0.033	○	0.4	○			0.039	○	12.3	26.5	○	県
川口市安行	県道足立川口線			0.042	○					0.047	○				政
川口市神根	東京外環自動車道			0.042	○	0.5	○			0.049	○	12.0	31.7	○	政
所沢市航空公園	国道463号			0.030	○					0.042	○				政
所沢市和ヶ原	国道463号所沢入間バイパス			0.035	○	0.7	○			0.037	○	14.2	31.6	○	政
東松山岩鼻自排	国道407号			0.028	○					0.040	○	13.1	29.5	○	県
春日部増戸自排	国道16号			0.042	○	(0.4)				0.048	○	14.3	34.7	○	県
鴻巣天神自排	国道17号	0.002	○	0.032	○					0.04	○	12.6	27.3	○	県
深谷原郷自排	国道17号			0.023	○					0.036	○	11.3	26.3	○	県
草加市花栗自排	国道4号草加バイパス	0.004	○	0.043	○					0.043	○	11.3	27.3	○	市
草加市原町自排	東京外環自動車道			0.041	○					0.049	○				市
戸田美女木自排	国道17号新大宮バイパス	0.002	○	0.045	○	0.7	○			0.042	○	12.9	30.4	○	県
戸田市早瀬	国道17号新大宮バイパス			0.048	○	0.5	○			0.044	○				市
国設入間自排	国道16号			0.034	○	0.6	○			0.041	○	12.1	28.0	○	国
朝霞幸町自排	国道254号			(0.040)		(0.6)				(0.045)		(14.5)	(30.9)		県
和光新倉自排	東京外環自動車道			0.035	○					0.037	○	12.2	27.7	○	県
久喜本町自排	県道さいたま栗橋線			0.038	○	(0.4)				0.043	○	12.8	28.1	○	県
富士見下南畑自排	国道463号			(0.041)		(0.5)				(0.024)		(12.2)	(20.0)		県
鶴ヶ島自排	首都圏中央連絡自動車道			0.030	○					0.038	○	12.0	28.3	○	県
川島自排	首都圏中央連絡自動車道			0.030	○					0.040	○	13.8	30.5	○	県
寄居桜沢自排	国道140号			0.018	○					0.038	○	11.3	25.4	○	県

(注) () 内は有効局でないため参考扱い
 ※ ○は環境基準達成、×は環境基準非達成

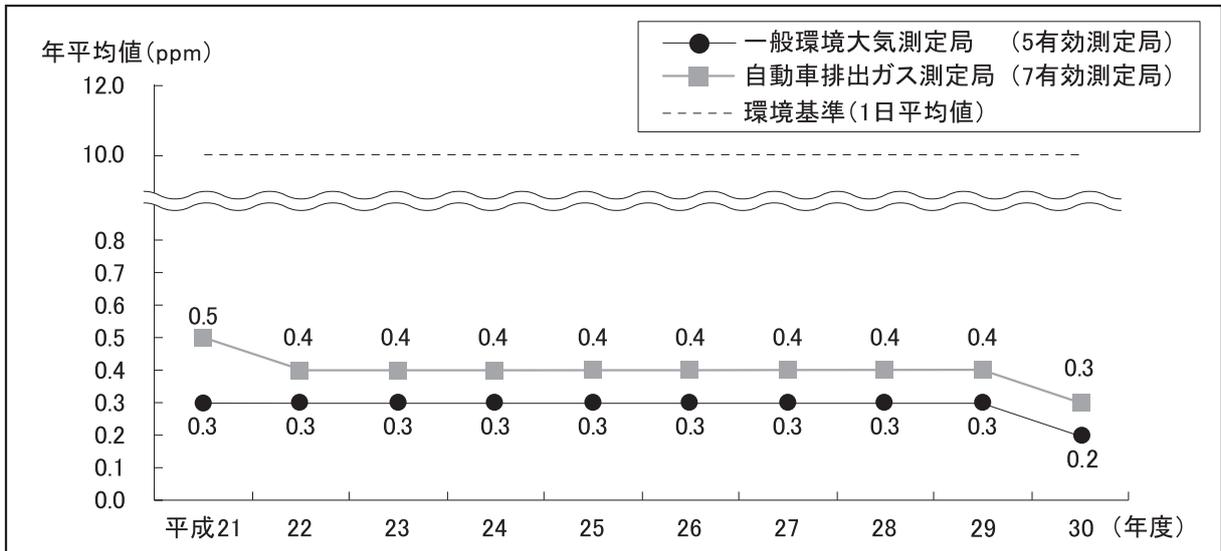
(11) 各物質の年平均値の推移
 ア 二酸化硫黄濃度の推移



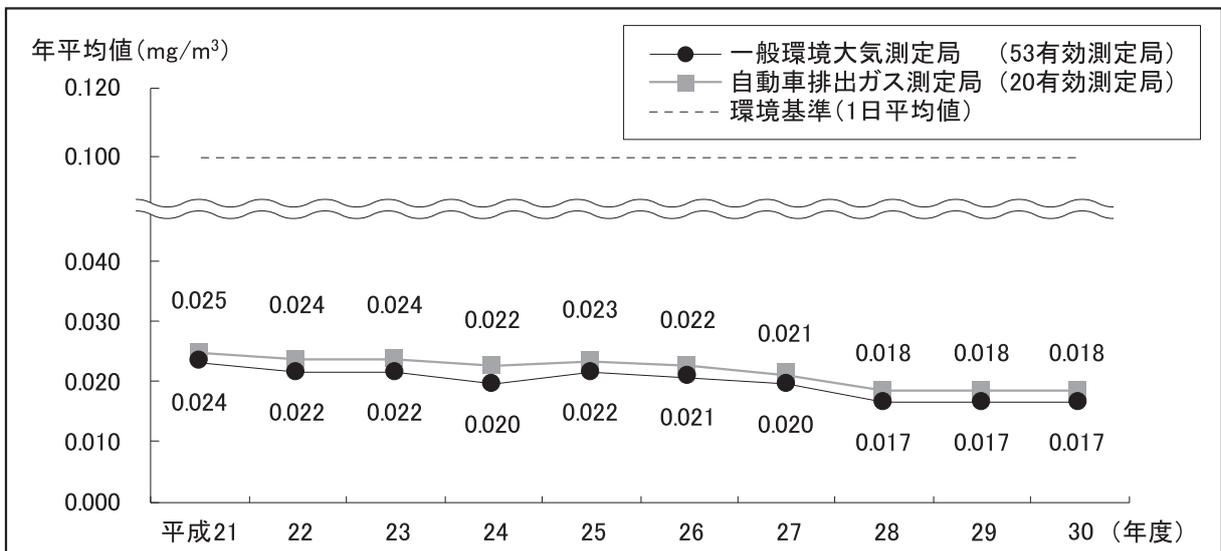
イ 二酸化窒素濃度の推移



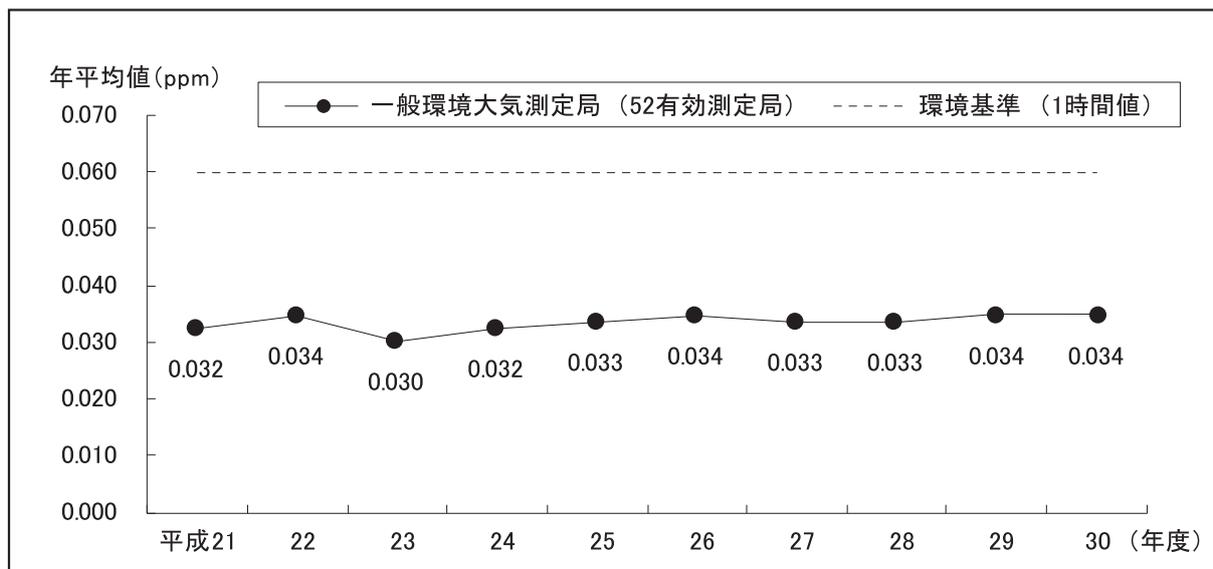
ウ 一酸化炭素濃度の推移



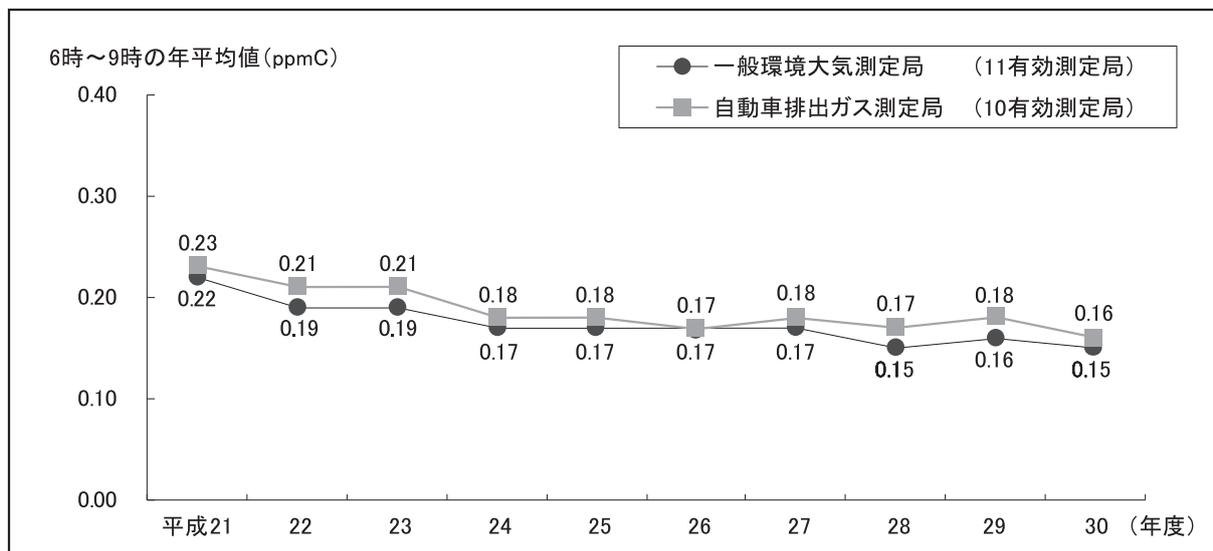
エ 浮遊粒子状物質濃度の推移



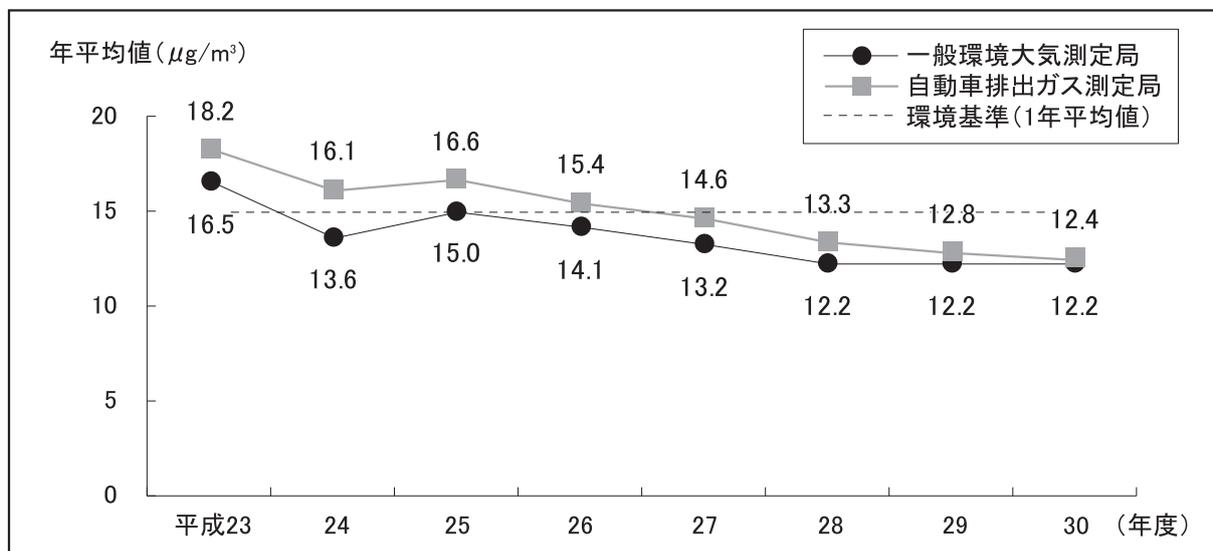
オ 光化学オキシダント濃度の推移



カ 非メタン炭化水素濃度の推移



キ 微小粒子状物質濃度の推移



(12) 都道府県別光化学スモッグ注意報・警報発令日数の推移

(単位：日)

都道府県			年	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
山形県				1									
福島県				3	1					1			
茨城県				6	14	2	3	5	9	2		5	3
栃木県				7	16	11	2	4	5	2	3	6	4
群馬県				6	12	10	4	6	10	9	2	11	3
埼玉県				14	25	17	7	13	13	16	1	15	10
千葉県				3	15	11	8	14	12	15	2	15	9
東京都				7	20	9	4	17	9	14	5	6	9
神奈川県				4	10	5	5	16	9	10	6	8	8
山梨県				3	11	2	2	3	6	1	1	1	2
富山県												1	
静岡県				2	3	1	1	2	1		1	1	1
愛知県				9	1	1	2	1		1			1
三重県					2		1	1					1
岐阜県				3			1				1		1
滋賀県				6	4	1		3			1	2	
京都府				4	11	1	2	3	1	2		1	2
大阪府				13	12	4	4	7	3	11	7	1	5
兵庫県				5	2		1	2	2	2	1	1	2
奈良県				1	2	1			1	2			3
和歌山県									1				
岡山県				4	9	3	5	7	1	9	7	8	12
広島県				6	7	1		1		3	6	1	3
山口県				1									1
香川県										1	1	1	
愛媛県				3	3								
福岡県				2			1				1	3	
佐賀県				2	1			1					
長崎県				2	1	1							
熊本県				2									
大分県				3									
鹿児島県				1									
合計				123	182	81	53	106	83	101	46	87	80

(13) 都道府県別光化学スモッグ健康被害届出人数の推移

(単位：人)

都道府県	年	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
福島県 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県	21	95									
	22		33								
	23			1		1	26		19		
	24			58						2	
	25		7	9							
千葉県 東京都 神奈川県 静岡県 愛知県	21		14		61			2			
	22		18			2					
	23	5	26	1		75					13
	24	21								2	
大阪府 岡山県 広島県 山口県 愛媛県	21	733	12								
	22		1		6		7				
	23		4							10	
福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県	24	6								2	
	25	6									
	26	6	8								
	27	33			13				27	4	
	28	4	5								
鹿児島県	29	1									
	30	2									
合計		910	128	69	80	78	33	2	46	20	13

(14) 有害大気汚染物質及びダイオキシン類（大気）の環境基準

物質	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	ダイオキシン類 (大気)
環境上の条件	1年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること	1年平均値が 0.13mg/m ³ 以下であること	1年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること	1年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること	1年平均値が 0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること
告示年月日	平成9年2月4日			平成13年4月20日	平成11年12月27日

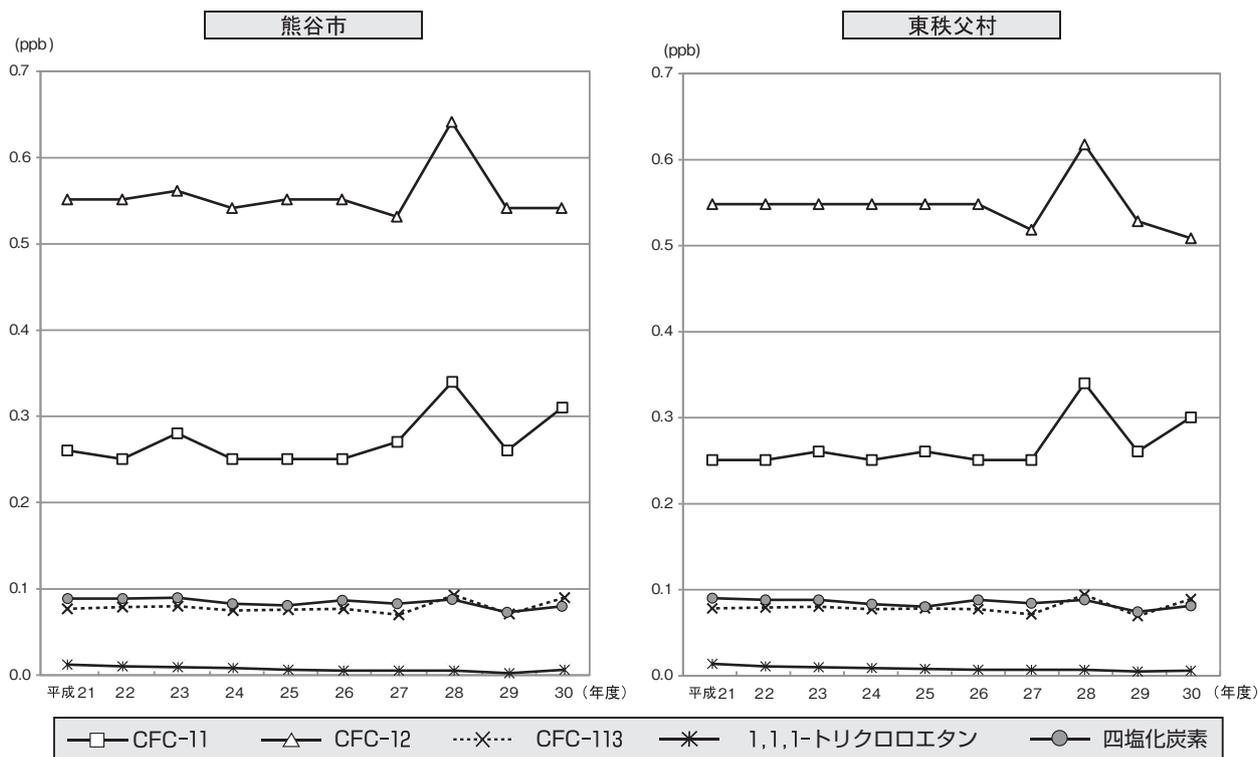
(15) 有害大気汚染物質及びダイオキシン類（大気）の環境基準達成状況（平成30年度）

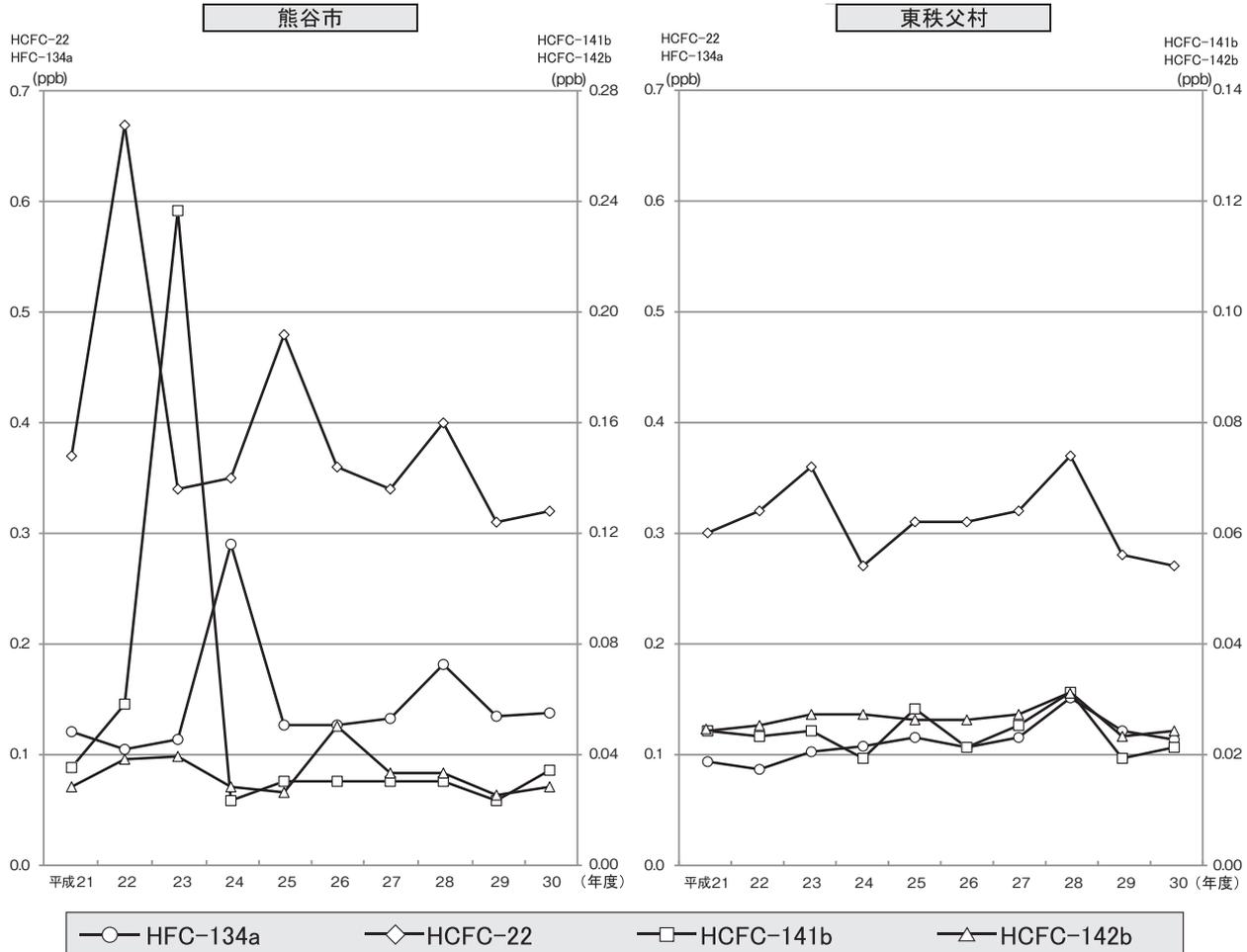
	測定地点数	達成地点数	達成率 (%)
ベンゼン	24	24	100
トリクロロエチレン	19	19	100
テトラクロロエチレン	19	19	100
ジクロロメタン	19	19	100
ダイオキシン類	22	22	100

(16) 有害大気汚染物質モニタリング結果 (平成30年度)

測定物質名	環境基準	単位	調査結果	地点数	
ベンゼン	3以下	μg/m ³	0.84~2.5	24	
トリクロロエチレン	200以下		0.67~3.5	19	
テトラクロロエチレン	200以下		0.067~1.1	19	
ジクロロメタン	150以下		2.0~6.4	19	
アクリロニトリル	—		0.034~0.10	19	
塩化ビニルモノマー	—		0.016~0.048	19	
クロロホルム	—		0.16~0.41	19	
1,2-ジクロロエタン	—		0.11~0.18	19	
1,3-ブタジエン	—		0.058~0.15	24	
塩化メチル	—		1.3~2.0	19	
キシレン類	—		1.8~4.2	21	
トルエン	—		11~40	24	
アセトアルデヒド	—		1.6~5.4	21	
ホルムアルデヒド	—		2.5~6.9	21	
酸化エチレン	—		0.076~0.12	16	
ベンゾ [a] ピレン	—		ng/m ³	0.11~0.40	22
クロム及びその化合物	—			0.98~18	18
水銀及びその化合物	—			1.6~2.4	14
ニッケル化合物	—			1.1~4.4	18
ヒ素及びその化合物	—	0.31~1.1		18	
ベリリウム及びその化合物	—	0.005~0.083		18	
マンガン及びその化合物	—	8.4~32		18	
亜鉛及びその化合物	—	26~110		12	
バナジウム及びその化合物	—	2.3~5.5		12	
カドミウム及びその化合物	—	0.15~0.27		12	
鉛及びその化合物	—	2.7~16	12		

(17) 地球環境モニタリング調査結果





(18) フロン排出抑制法・自動車リサイクル法の登録業者数 (H31.3.31現在)

		事業所数		事業者数	
フロン排出抑制法	第一種フロン充填回収業者	2,904		2,762	
	自動車リサイクル法	引取業者	1,261	1,560	731
	フロン類回収業者	299	252		983

※ 自動車リサイクル法については、さいたま市、川越市、川口市及び越谷市を除く

(19) フロン回収量実績 (単位：トン)

年度	フロン排出抑制法 (業務用冷凍空調機器)						自動車リサイクル法 (カーエアコン)					回収量 総計	
	回収量			充填量			県	市					
	廃棄	整備	合計	設置	設置以外	合計		さいたま市	川越市	川口市	越谷市		合計
26	150.7	53.9	204.5				19.9	7.0	8.6	—	—	35.5	240.0
27	160.9	52.6	213.5	67.0	121.1	188.1	15.9	6.8	8.2	—	3.0	33.9	247.4
28	177.5	57.3	234.8	65.4	153.8	219.2	15.4	6.5	7.9	—	3.4	33.2	268.0
29	200.3	55.6	255.8	73.7	136.1	209.9	15.2	6.5	7.4	—	3.1	32.2	288.0
30	192.4	57.5	249.9	84.4	142.0	226.4	14.2	5.9	7.9	0.2	3.1	31.3	281.2

※ フロン排出抑制法における「廃棄」とは機器を廃棄又は部品リサイクルの際に回収したフロン、「整備」とは機器を整備（修理）の際に回収したフロン
 ※ 自動車リサイクル法によるフロン回収量は公益財団法人自動車リサイクル促進センターの公表値を基に算出
 ※ フロン排出抑制法の充填量は、法改正により平成27年度から集計